

○ 保護観察

保護観察に付された少年は3万6,277人で、その内訳は、一般事件が1万6,010人（44.1%）、交通関係事件が2万267人（55.9%）であり、交通関係事件のうち1万5,653人（77.2%）は交通短期保護観察に付されたものである。前年と比較し4,512人（11.1%）減少している。

○ 児童自立支援施設等送致

児童自立支援施設又は児童養護施設送致となった少年は334人である。この処分は、少年を児童福祉施設に送致するので、その対象のほとんどが15歳以下の少年である。

○ 少年院送致

少年院送致となった少年は4,883人で、その内訳は、一般事件が4,457人（91.3%）、交通関係事件が426人（8.7%）である。前年と比較して、一般事件は360人（7.5%）、交通関係事件は67人（13.6%）、それぞれ減少している。

前年と比較して1,120人（14.0%）減少している。そのうち6,540人（94.8%）が交通関係事件によるものである。

③ 児童相談所長等送致

知事又は児童相談所長送致は、少年の処遇を児童福祉機関の措置にゆだねるもので、児童自立支援施設等送致と同様にその対象のほとんどが15歳以下の少年であるが、毎年その数は少なく、平成17年は250人である。

④ 審判不開始及び不処分

審判不開始及び不処分は、調査の結果、審判を開いたり、保護処分に付する必要があると認められる少年に対して行われる決定である。保護処分に付する必要があるとしてこれらの決定がされる場合にも、調査及び審判の段階で、少年の持つ問題性に応じて、裁判官、家庭裁判所調査官が訓戒や生活改善、被害者への謝罪等の指導を行って非行を反省させたり、家庭、学校等の環境を調整するなどの指導、教育的措置を講じて、再非行防止の働き掛けをしている。

(7) 施設内処遇

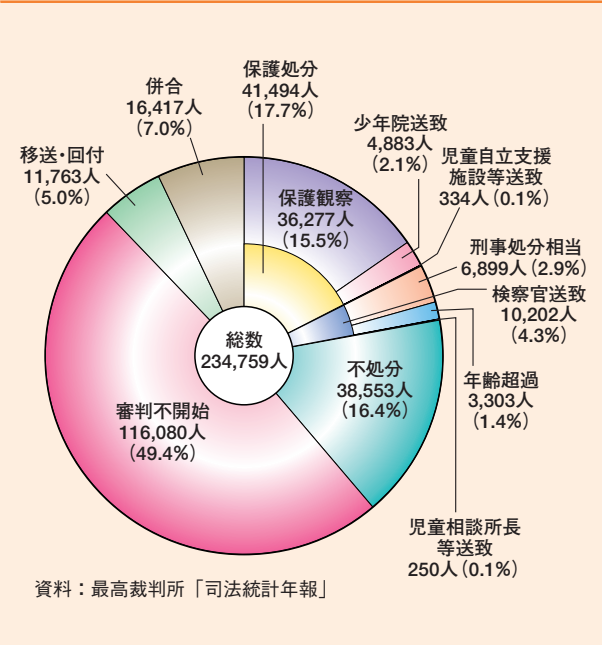
ア 少年院・少年刑務所

少年院は、家庭裁判所において少年院送致の保護処分に付された少年を収容し、これに矯正教育を行う施設であり、収容対象となる少年の年齢、犯罪的傾向の進度、心身の故障の有無等に応じて初等、中等、特別及び医療の4種類がある。

各少年院では、対象者にふさわしい教育課程（在院者の特性及び教育上の必要性に応じた教育内容を総合的に組織した標準的な教育計画）を編成するとともに、個々の少年について、少年鑑別所及び家庭裁判所の情報や意見を参考にして個別的処遇計画を作成し、効果的な教育を実施するよう努めている。この教育課程は、生活指導、職業補導、教科教育、保健・体育及び特別活動の各領域で構成されている。

刑事裁判において、懲役又は禁錮の実刑の

第2-3-3図 家庭裁判所の少年保護事件終局決定別構成比(平成17年)



② 検察官送致

平成17年に刑事処分が相当であるとして検察官送致となった少年は6,899人で、

言渡しを受けた少年は、刑執行のため、少年刑務所に収容されるが、一人一人に個別担任を指定し、個別面接や日記指導等の個別的な指導を行う等、心身が発達段階にあり、可塑性に富む等といった少年受刑者の特性に応じた矯正処遇を実施している。

なお、平成13年の改正「少年法」施行により、16歳未満の受刑者を少年院に収容し、矯正教育を行うことができるとされたが、同受刑者に対して、少年院では、保護処分少年に準じた処遇を行うこととしている。

イ 児童自立支援施設

児童自立支援施設においては、不良行為をなし、又はなすおそれのある子どもなどに対して、その自立を支援することを目的として、一人一人の状況に応じた支援・ケアを行っている。

(8) 更生保護、自立支援

ア 仮退院、仮釈放及び保護観察の概要

仮退院及び仮釈放は、少年院、少年刑務所等の矯正施設に収容されている者について、法律、判決又は決定によって定められている収容期間の満了前に仮に釈放し、その円滑な社会復帰を促す措置であり、少年院からの仮退院及び少年刑務所等からの仮釈放を許された者は、本来の収容期間が満了するまでの間、保護観察を受ける。平成18年における少年院仮退院者は、全出院者の98.1%に当たる4,710人であった。

仮退院及び仮釈放に先立って、保護観察所は、釈放後の少年を取り巻く環境（家庭、職場、交友関係等）が、本人の更生を促す上で適切なものとなるよう、引受人等との人間関係、釈放後の職業等について調整を行い、受入体制の整備を図っている。

保護観察は、非行や犯罪をした少年等に、社会生活を営ませながら、本人の更生を図る上で必要な生活及び行動に関する一定の事項（遵守事項）を守って健全な生活をするよう指導監督するとともに、本人に自助の責任があることを認めて、就学・就職その他につい

て補導援護することにより、その更生を促すものであり、保護観察官と民間篤志家である保護司とが協働して、その実施に当たっている。

平成18年中に保護観察所が新たに受理した保護観察事件数は、成人事件を含め58,805件であったが、このうち65%に当たる38,259件が、家庭裁判所の決定により保護観察に付された少年又は地方更生保護委員会の決定により少年院から仮退院を許された少年の事件であった。少年の保護観察に関する動向としては、窃盗、傷害、恐喝のほか、暴走族に加入している少年及びシンナーや覚せい剤を乱用する少年が高い比率を占めており、近年では無職少年の比率が上昇傾向にある。

イ 保護観察の実効性の向上等

複雑かつ困難な問題性を抱えた処遇困難な少年が増加していることを踏まえ、問題性の高いケースについては、保護観察官による直接的関与の程度を強める等により重点的な働き掛けを行い、合理的・効率的な処遇を展開しているほか、少年の持つ問題性、その他の特性を類型化し、各類型の特性に焦点を当てた効果的な処遇を実施している。

ウ 民間ボランティア団体等との連携

非行をした少年の更生を図るためには、国の機関による指導・援助ばかりでなく、彼らを取り巻く地域社会、更には、国民全体の理解と協力が不可欠である。そのため、更生保護の施策の多くの分野で地域のボランティアが協力している。

また、法務省の主唱により実施している“社会を明るくする運動”等の機会において、非行防止と更生の援助について、国民一人一人の理解と協力を広く求めている。更生保護を支えているボランティアとしては、次のような人々が挙げられる。

① 保護司

「保護司法」（昭25法204）に定めるところにより、法務大臣から委嘱された非常勤・無給の国家公務員であるが、実質的に

は、地域社会から選ばれた社会的信望の厚い人々であり、処遇の専門家である保護観察官と協働して、保護観察、環境調整、地域社会における非行防止活動等に当たっている。現在、全国で約49,000人の保護司が法務大臣の定めた保護区ごとに配属され、地域事情に通じた利点をいかして活動している。

② 更生保護施設

「更生保護事業法」(平7法86)の定めるところにより、法務大臣の認可等を受けて設置・運営される施設であり、保護者がいないなどの理由で、更生が困難な少年院退院者や保護観察中の少年を保護し、各種の生活指導や宿泊所の提供、食事の供与、就労の援助等を行うことにより、その自立更生を支援している。現在、全国には、101の更生保護施設があり、このうち少年を保護の対象とする施設は、81施設ある。

なお、更生保護施設は、現在、そのすべてが「更生保護事業法」の規定により設立された更生保護法人によって経営されている。

③ 更生保護女性会

女性の立場から、犯罪や非行のない明るい地域社会を実現しようとするボランティア団体であり、非行をした青少年の更生の援助、地域社会の非行防止、子育て支援活動など、地域に根ざした幅広い活動を展開している。

現在、全国で約20万人の会員が、市町村等を単位に地区会を結成し、全国各地で活動している。

④ BBS(Big Brothers and Sisters Movement)会

非行少年や非行のおそれのある少年の良き友達となって、その更生を励まそうとする「ともだち活動」を始め、非行防止や子どもの健全育成のための多彩な活動を行っている青年ボランティア団体である。

現在、全国で約5,000人の会員が、市町村等を単位に地区組織を結成し、全国各地で活動している。

⑤ 協力雇用主

犯罪や非行歴のある人に、その事情を承知した上で職場を提供し、その人の立ち直りに協力しようとする民間の事業主である。

犯罪や非行歴のある人は、そのために職業を得ることが難しく、また、就職しても職場での理解を得にくい場合があるため、協力雇用主は、健全な就業生活の確保に極めて重要な役割を果たしている。

法務省においては、引き続き、これらの民間ボランティアの活動を支援するとともに、その研修の充実を図ることとしている。

また、少年専用の更生保護施設では、入所中の少年の円滑な自立更生を促進するための効果的なプログラムの開発等、処遇機能の充実化を図るための取組がなされている。

エ 「自立援助ホーム」の充実

施設等を退所したが、社会的自立が十分ではない児童等の社会的自立を支援する「自立援助ホーム」(児童自立生活援助事業)の充実に努めている。

(9) 立ち直り支援

少年による凶悪重大な事件やいじめ、不登校、ひきこもり等、青少年を取り巻く様々な問題の背景として、地域社会における連帯感の欠如や人間関係の希薄化など、従来、地域社会が持っていた犯罪抑止力や教育力の低下が指摘される現状にあっては、ボランティア団体を含めた地域の関係機関・団体と連携し、これまで以上に、地域に根ざした幅広い活動を行うことにより、明るい地域づくりに積極的に貢献することが求められている。

現在、法務省が主唱する“社会を明るくする運動”等において、全国各地で、街頭補導等の非行防止活動、地域で非行問題等を話し合うミニ集会等を実施・推進しており、今後とも、地域の青少年育成に携わる機関や団体が幅広く連携し、地域が一体となって、多様な活動の機会や場所づくりを進めることとしている。

警察では、少年が非行を繰り返さないために、少年本人に対する助言、指導等の補導を継続的に実施しているほか、環境美化活動、生産体験活動、社会参加活動等を通じた立ち直り支援活動を推進している。

文部科学省では、学校・家庭・地域に自分の居場所がないと感じているといわれる非行少年が、地域社会で立ち直り、再び非行を犯さないようにするため、非行等の問題を抱える青少年の立ち直り支援策として、地域のボランティア団体、青少年団体、スポーツクラブ等と連携・協力し、社会奉仕活動や体験活動、スポーツ活動などを行うことができる継続的活動の場を構築する事業を平成16年度から実施している。

(10) 処遇全般の充実・多様化

ア 社会奉仕活動や自然体験活動等への参加

保護観察を実施する上においては、犯罪や非行の態様の変化や個々の少年の抱える問題性に適切に対応できるよう、処遇の充実・多様化を図っている。

例えば、非行少年には、否定的な自己イメージを抱き、健全な対人関係を持てず、社会からの疎外感を感じている者が多いが、介護活動やレクリエーション等の社会参加活動への参加により、それらの問題の解消が期待できる。そこで、全国の保護観察所においては、保護観察中の少年を対象に、上記社会参加活動を実施し、その改善更生に向けた支援を行っており、今後も引き続き、少年の特性や地域の実情に応じて、多様な活動を実施していくこととしている。

なお、保護処分の実行の過程で社会奉仕活動を命じて行わせる仕組みについては、その効果や、そのような活動を受け入れる機関・施設等との関係などについて十分な検討を要することから、現在、任意に行われている社会奉仕活動の実施状況や活動環境の整備状況などを見極めつつ、必要な検討を行うこととする。

また、少年院においても、矯正教育の一環として、地域の福祉施設等の協力を得て、社会奉仕活動等の院外教育を実施している。

イ 被害者との関係改善に向けた加害者の取組の支援

近年、刑事司法の分野において、被害者やその親族の心情等について、一層の配慮を行うことが求められるようになってきており、各少年院及び少年刑務所においては、意図的・計画的に「被害者の視点を取り入れた教育」が実施されるよう、指導案、指導要領等の整備に努め、同教育により、自分の犯した罪に関する内省を深め、罪障感^{かんよう}を涵養するための働き掛けを行っている。

保護観察においても、個々の事案の状況に応じ、その処遇過程等において、少年が自らの犯罪と向き合い、犯した罪の大きさや被害者の心情等を認識し、被害者に対して誠意をもって対応していくことができるようになるための助言指導を行っている。

また、平成19年3月からは、しよく罪指導プログラムを実施し、特に被害者を死亡させ又は身体に重大な傷害を負わせた事件により保護観察に付された少年に対して、しよく罪計画の誠実な実行について助言指導をすることとしている。

さらに、犯罪による被害・損害の回復については、少年審判手続において、少年の改善更生に有益と認められ、事案の性質に反しないときは、家庭裁判所の保護的措置として謝罪や弁償の指導を行うことが可能である。

なお、法務省においては、諸外国における修復的司法についても、調査等を行っている。

(11) 非行少年の家族への働き掛け

児童相談所においては、保護者からの相談に直接応じるとともに、必要に応じて家庭訪問や児童相談所への招致により、家庭状況の確認や家族関係についての助言指導などを実施している。

また、非行の背景に保護者の虐待がある場合には、保護者に対するカウンセリング等の心理的な治療などを実施している。

家庭裁判所においては、従前から、少年の非行に家族関係が及ぼしている影響を見極めた上で、家族関係の調整や問題解決への働き掛けを

行ってきたが、平成12年の「少年法」の改正により、新たに家庭裁判所における保護者に対する措置について明文の規定が設けられた趣旨を踏まえ、社会奉仕活動に少年と保護者を参加させたり、保護者にも犯罪被害者の体験談を聞かせてその痛みを理解させたりして、より積極的な働き掛けに努めている。

また、保護者会を実施して保護者の感情や経験を語り合う場を設けて少年に対する指導力を高めさせたり、保護者が主体的に養育態度を考え直し、監護についての責任を自覚するように働き掛けている。

少年院においては、家族関係にかっとうを抱えた被収容少年も少なくないことから、保護者会、各種行事や面会のため保護者が来庁した機会等を通して、また、その他個別に、家族関係に関する助言等を行うなど、家族関係調整のための取組強化に努めている。

保護観察所においては、少年院在院中の者の環境調整や少年の保護観察処遇の中で、保護観察官や保護司が家族と面接を行っているが、家族関係や親の養育態度に問題が認められる場合には、その改善に向けての働き掛けを特に重点的に実施している。

さらに、家庭裁判所や少年院でなされた保護者への働き掛け等との連携に努め、それらと一貫性のある環境調整や保護観察処遇を実施するなど、保護処分が最大限のものとなるよう努めている。

なお、このような任意の働き掛けに応じない保護者に対して、指導の実効性確保のための介入等の仕組みを整備することについては、介入的な方法による指導・助言を行うことの許容性や効果について、慎重な検討が必要であると考えられ、また、もとより保護者による自発的対応が望ましいものであることから、保護者に対する任意の働き掛けを一層充実させ、その実情や効果を検証しつつ、必要な検討を行うこととする。

(12) いじめ・校内暴力対策

学校生活をめぐって、いじめ、暴力行為とい

った児童生徒の問題行動が憂慮すべき状況にあり、依然として極めて重要な課題である。このため、学校において規範意識を培う指導や教育相談体制の充実を図るほか、小・中学校における出席停止制度の一層適切な運用を図るとともに、問題行動を起こす児童生徒に対し、学校と関係機関等からなるサポートチームを形成する等、地域における支援システムづくりを積極的に推進している。

警察では、少年相談活動や学校との情報交換等により、いじめの早期把握に努めるとともに、いじめ事案を認知した場合は、積極的かつ的確な事案処理を行っている。

また、関係者のプライバシーに配慮しつつ、警察が得たいじめの原因、実態等に関する情報を関係者に提供するなどにより、いじめの解決及び再発防止に努めている。

さらに、学校との連携の一層の強化を図るなど、校内暴力事件の早期把握に努め、悪質な事案に厳正に対処するとともに、学校内の非行集団による非行解明と集団の解体補導を推進しているほか、非行防止に関する情報交換を行うなど、内容に応じた適切な措置と再発の防止に努めている。

(13) 非行集団対策

ひったくり、路上強盗等の街頭犯罪は、その検挙人員の約6割が少年であり、暴走族や非行少年グループ等の非行集団によって敢行される各種の犯罪は、我が国の治安にとって無視できないものとなっている。

非行集団は、暴走行為、集団的暴行事件等の集団的な違法行為に限らず、遊興資金や背後にある暴力団等への上納金等の獲得を目的として、各種の街頭犯罪を敢行することが少なくない。

また、暴力団等が非行集団を裏から支え、これを資金源としている実態もうかがえる。

このため、警察では、非行集団に対する取組を街頭犯罪抑止対策の重要な柱と位置付け、少年部門、交通部門及び刑事部門の連携を強化して、非行集団やその予備軍となる非行少年、さらには、非行集団の背後にある暴力団等による

犯罪を徹底的に取り締まり、非行集団の弱体化、解体を図っているほか、少年の非行集団への加入阻止、離脱支援等の施策を推進している。

暴走族については、平成13年2月、暴走族対策関係8省庁により、「暴走族追放気運の高揚」、「家庭、学校等における青少年の指導の充実」、「暴走行為阻止のための環境整備」、「暴走族に対する指導取締りの強化」等を柱とする暴走族対策の強化について申し合わせた。共同危険行為等の禁止違反を始めとする各種法令を活用した取締りはもちろんのこと、暴走族への加入防止や暴走族グループからの離脱促進、車両の不正改造防止対策等総合的な暴走族対策を推進するとともに、暴走族追放条例制定の促進等、暴走族を許さない社会環境づくりを、政府一体となって推進している。

さらに、地方公共団体においても、暴走族追放条例の制定と、その的確な運用を行い、暴走族追放気運の高揚に努めている。

平成19年5月、政府は、重大な銃器使用事件の続発に対処するため、関係省庁からなる「銃器対策の更なる施策検討のためのプロジェクトチーム」を立ち上げ、銃刀法の罰則強化など法令等の見直し、水際対策の一層の強化、学校教育の場において講じる教育施策等について検討を開始したところである。

(14) 被害者への配慮

平成17年12月27日、総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱等を定めた「犯罪被害者等基本計画」（以下、本項では「基本計画」という。）が閣議決定された。同計画においては、少年事件の被害者に係る施策も盛り込まれている。

警察では、被疑少年の健全育成に留意しつつ、捜査上の支障のない範囲内で、少年事件の被害者の要望に応じて、捜査状況等に関する情報を可能な限り提供するように努めている。

また、全国の検察庁においては、犯罪被害者やその親族の心情等に配慮するという観点から、犯罪被害者等に、事件の処分結果や裁判結果等の情報を提供する被害者等通知制度を実施

している。

さらに、全国の地方検察庁に被害者支援員を配置し、犯罪被害者からの相談への対応、法廷への案内・付添い、各種手続の手助けをするほか、犯罪被害者の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を実施している。

法務省においては、保護観察の過程では、加害少年が被害者等に対するしよく罪の意識を深めるように指導・助言しているほか、従来、加害少年のプライバシー保護や健全育成の観点から、原則として加害少年の処遇情報等は開示しない運用をしてきたが、被害者への情報提供の適切な在り方について検討するとともに、個々の事情に応じ、情報を開示することが適当と判断された場合には、情報提供を行った。

なお、基本計画において2年以内を目途に実施することとされている、少年院からの仮退院の審理において犯罪被害者等の意見等を聴取する制度及び犯罪被害者等の心情等を保護観察中の加害少年に伝達する制度を盛り込んだ「更生保護法案」を、平成19年3月2日、第166回国会に提出し、同年6月8日、参議院本会議において可決、成立した。

家庭裁判所では、これまでも、被害者の心情等に十分配慮しながら、被害状況、被害感情等について書面で尋ねたり、家庭裁判所調査官が被害者に直接会って話を聞き、その声を少年や保護者に伝えるなどして、調査及び審判に反映させるため、様々な工夫が行われてきた。

また、平成12年の「少年法」の改正では、被害者への配慮の充実を図るために、

- ① 被害者等による記録の閲覧及び謄写
- ② 被害者等の申出による意見の陳述
- ③ 被害者等に対する審判結果等の通知

の制度が設けられており、これらの制度の適切な運用に努めている。

2. 不登校・ひきこもり、摂食障害等

(1) 青少年の心の問題への対応

不登校・ひきこもり、摂食障害、性の逸脱行

為等の学童期や思春期にある青少年に多くみられる心の問題に対応するため、精神保健福祉センター、保健所、児童相談所等において、医師、保健師、精神保健福祉士等による相談を実施している。

また、保健所等において、妊娠・出産についての悩みに応ずるほか、妊娠について悩んでいる若者を対象に、個別に医学的、精神的、社会的な相談援助を行う場を設置する、モデル的相談事業を実施するなど様々な取組を進めている。

(2) 不登校・ひきこもり対策

ア 不登校への対応

不登校への対応の在り方について、文部科学省においては、不登校児童生徒の早期発見・早期対応を始め、より一層、きめ細かな支援を行うため、教員や教育支援センター指導員の研修など、不登校対策に関する中核的機能（スクーリング・サポート・センター）を充実し、学校・家庭・関係機関が連携した地域ぐるみのサポートシステムを整備する「スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業」を実施し、平成18年度は新たに、家庭にひきこもりがちな不登校児童生徒やその保護者に対応するため訪問指導員を指定地域に配置して、効果的な訪問指導の在り方についての調査研究を行った。

平成19年度においては、不登校等の未然防止、早期発見・早期対応など、児童生徒の支援に効果的な取組について、これまで構築

してきた関係機関と連携したサポート体制をいかしつつ調査研究を行う「問題を抱える子ども等の自立支援事業」を実施することとしている。

また、平成17年度から、不登校児童生徒に多様な支援を行うため、不登校児童生徒及び保護者への指導・支援を行っているNPO、民間施設及び公的施設に対し、不登校児童生徒の実態に応じた効果的な学習カリキュラム、活動プログラム等の開発を委託しており、平成19年度も引き続き実施することとしている。

イ 体験活動の推進

ひきこもりなど社会との関係が希薄な青年が、将来の目標を設定し、社会の中で自ら行動することができるようになるために、福祉作業所などでの社会体験への参加を支援するとともに、不登校やいわゆるニートなどの悩みを抱える青少年に対し、自然体験や生活体験等の体験活動に取り組む機会を提供することとしている。

ウ 相談業務の充実

いわゆる「ひきこもり」については、地域精神保健福祉業務の一環として、精神保健福祉センター、保健所、児童相談所等において、本人や家族に対する相談・支援を行っている。

また、相談業務をより適切に実施するため、対応ガイドラインを作成し、関係機関に配布するなど、地域精神保健福祉業務のより一層の充実を図っている。

第4節 青少年の被害防止・保護

1. 児童虐待防止対策

(1) 児童虐待の現状

児童虐待防止対策については、平成12年11月の「児童虐待の防止等に関する法律」（平12法82。以下「児童虐待防止法」という。）の施行以来、様々な施策の推進が図られ、さらに、平成16年には、「児童虐待防止法」及び「児童福祉法」（昭22法164）の2つの法律が改正され、

制度的な対応についても充実が図られている。

しかしながら、子どもの命が奪われる等重大な虐待事件が後を絶たず、また、児童相談所における虐待に関する相談対応件数も増加を続け、平成17年度には、「児童虐待防止法」が施行される直前の3倍に当たる3万4,472件となるなど、児童虐待問題は、依然として早急に取り組むべき社会全体の課題となっている。